

山口県国際交流員派遣要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の市町、学校及び各種団体（以下「派遣依頼団体」という。）が実施する国際交流・国際理解促進事業等への国際交流員の派遣に係る基本的な事項を定めるものである。

(派遣対象業務)

第2条 国際交流員の派遣対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 派遣依頼団体が実施する県民の国際交流・国際理解促進活動に対する助言、参画
- (2) 派遣依頼団体が実施する外国人住民の生活支援活動への協力
- (3) 派遣依頼団体が実施する県民に対する語学指導への協力
- (4) その他観光スポーツ文化国際課長（以下「国際課長」という。）が適切と認める業務

2 業務内容が通訳・翻訳に限られるものは、原則として国際交流員の派遣対象業務としない。

(派遣時間)

第3条 派遣時間は、原則として月曜日から金曜日の9:00～17:15とする（祝日及び年末年始の休日を除く）。

2 前項に定める派遣時間以外の時間の派遣については、個別の事案ごとにその可否を決定する。

(経費)

第4条 謝金等の謝礼は受給しない。

2 旅費は原則として派遣依頼団体の負担とする。

3 その他材料費等の派遣対象業務に要する実費は、派遣依頼団体が負担するものとする。

(派遣の制限)

第5条 国際課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国際交流員の派遣を受諾しないものとする。

- (1) 派遣を依頼された事業が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

- (2) 派遣を依頼された事業が政治・宗教活動又は営利を目的としたものであるとき。
- (3) 依頼された業務内容が相当程度の水準又は専門的な分野であり、国際交流員の知識又は技術では対応できないとき。
- (4) その他国際課長が適切でないと判断したとき。

(派遣依頼方法等)

第6条 国際交流員の派遣に係る依頼方法は、以下のとおりとする。

- ① 派遣依頼団体は、あらかじめ電話等で国際課担当者（以下「担当者」という。）に対して、派遣希望日と依頼内容の概要および派遣先までの行程を伝え、国際交流員の日程を確認した上、様式1を国際課長あて提出する。
 - ② 国際課長は、提出された申請書の内容により派遣の諾否を決定する。
 - ③ 派遣が決まった場合は、派遣依頼団体は担当者及び派遣予定国際交流員と具体的内容について協議する。
- 2 派遣業務の実施に当たっては、県の業務を優先することを原則とし、国際課長は派遣を決定した後においても真にやむをえない場合には、国際交流員の派遣を中止することができる。

附 則

この要領は、平成23年2月21日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年9月2日から適用する。